

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由(企 画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
琴平～茂島間 動物環境外資料作成	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西6丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有する として特定した者である。(企画競争方式)	11,726,000	11,507,350	98.13%	-	
琴平～茂島間 水質外資料作成	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西6丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有する として特定した者である。(企画競争方式)	11,330,000	11,116,564	98.11%	-	
旭川開発建設部管内 道路気象情報提供	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有する として特定した者である。(企画競争方式)	14,036,000	14,014,000	99.84%	-	
旭川開発建設部管内 洪水予測システム情報提供	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有する として特定した者である。(企画競争方式)	12,628,000	12,562,000	99.47%	-	
名寄農業開発事業所車庫貸賃借(再リース)	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	大野土木株式会社 北海道札幌市大通西1丁目5番地	9450001007239	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において事業完了予定年度までの複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争 により契約を締結してきた車庫について、事業完了予定の延長に伴い、引き続き使用 する必要があるため。経済比較の結果、再リースが安価となることから、供給者が一 に特定されるものである。	1,056,000	1,056,000	100.00%	-	
敷地賃貸借(富良野地域農業開発事業所)	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	富良野市 北海道富良野市弥生町1番1号	9000020012297	・会計法第29条の3第4項 ・当部では、富良野地域農業開発事業所庁舎敷地として、富良野市から土地を借受し ているところであるが、事業遂行のため引き続き庁舎敷地を確保する必要があり、契 約の相手方が一に限定されるものである。	1,909,179	1,909,179	100.00%	-	
令和5年度定期刊行物 北海道通信	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	8430001022158	・会計法第29条の3第4項 ・再販売価格が維持され、供給が一の場合における出版元等からの書籍の購入の ため。	1,944,000	1,944,000	100.00%	-	
令和5年度比布JCTの雪水対策作業に関する受委託契約	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	東日本高速道路(株) 札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	901000109516	・会計法第29条の3第4項 ・本契約は、平成29年9月7日に締結した「高規格幹線道路旭川・紋別自動車道と北 海道縦貫自動車道 酒館名寄連絡道の連絡に伴う管理等に関する細目協定」(以下 「細目協定」という)第5条に基づき行うものである。 細目協定では、北海道開発局が管理する比布JCTのオフランプ(Ｂランプ及びＤラン プ)における路面の除雪作業、凍結防止剤散布作業その他の雪水対策に関する作業 (以下「雪水対策作業」という。)について、東日本高速道路株式会社北海道支社長 に委託し、東日本高速道路株式会社北海道支社長は雪水対策作業を行うものとし ており、雪水対策作業を行う場合の費用については北海道開発局長が負担するものとし ている。 また、雪水対策作業の受委託にあたり、旭川開発建設部長と東日本高速道路株式会 社北海道支社長は、事業年度ごとに、別途、受委託契約を締結するものとしている。	1,578,419	1,578,419	100.00%	-	
士別河川防災ステーション等維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	士別市 士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、河川管理者北海道開発局長と士別市長がそれぞれ部分所有する防災ス テーション及び防災ステーションに河川管理者が設置した河川管理施設等を洪水時等 に水防活動、緊急復旧活動拠点として使用し、又は平常時に河川事業の啓蒙及び一 般利用者の安全な使用に供するため、平成18年4月に維持管理運営に係る業務の 内容等について必要な事項を定めており、河川法第99条に基づき士別市に委託して 業務の円滑な実施を図る必要があるため。	9,774,830	9,774,830	100.00%	-	
十勝岳火山砂防情報センター維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	美瑛町 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	8000020014591	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、当該情報センターが十勝岳火山情報の提供基地として機能を保持し、砂 防事業の必要性について広く一般に啓蒙する施設として機能させるため、平成4年10 月に維持管理方法などについて定めており、当該情報センターのある美瑛町に委託し て安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	9,678,000	9,678,000	100.00%	-	
名寄融雪溝維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	名寄市 名寄市大通南1丁目1番地	4000020012211	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号の名寄融雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を 行うため、平成11年12月に地元自治体の名寄市と施設の維持管理等について必要 な事項を定めており、名寄市に委託して融雪溝利用の業務の円滑な実施を図る必要 があるため。	19,285,000	19,285,000	100.00%	-	
旭川市中央地区流雪溝共用施設維持管理業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川市中央地区における流雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管 理を行うため、平成7年2月に地元自治体の旭川市外と施設の維持管理等について 基本的な事項を定めており、旭川市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を 図る必要があるため。	11,703,627	11,703,627	100.00%	-	
下川流雪溝共用施設維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	下川町 上川郡下川町幸町63番地	9000020014681	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道239号を含む道路等における下川流雪溝の公共性及び利用者 の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成14年4月に地元自治体の下川町 外と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、下川町に委託して流雪溝 の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	8,761,907	8,761,907	100.00%	-	
士別市流雪溝共用施設維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	士別市 士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号を含む道路等の士別市街に設置された流雪溝の公共性 及び利用者の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成7年9月に地元自治体 の士別市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、士別市に委託 して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	20,767,091	20,767,091	100.00%	-	
雪堆積場に関する協定に係る負担金	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月3日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川道路事務所管内の旭川市内における雪堆積場解体等を行うため、 旭川市が設けた雪堆積場に関する協定により、旭川市に投雪量に応じた費用を負担 する必要があるため。	16,383,511	16,383,511	100.00%	-	
音威子府バイパス建設事業に関わる自然環境監視	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月6日	特定非営利活動法人ECOの声 北海道中川郡中川町宇中川417番地	1450005002508	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有する として特定した者である。(企画競争方式)	3,729,000	3,507,023	94.04%	-	

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計上の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
旭川開発建設部 危機管理演習運営	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月6日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東1丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要と優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	11,957,084	11,880,000	99.35%	-	
国営北野土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年4月27日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業北野地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	5,236,200	5,236,200	100.00%	-	
国営大雪東川第一及び国営大雪東川第二土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年5月11日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業大雪東川第一地区及び大雪東川第二地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	35,034,100	35,034,100	100.00%	-	
国営愛別土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年5月11日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業愛別地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	21,045,100	21,045,100	100.00%	-	
愛別地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月5日	愛別町 上川郡愛別町字木町179番地	8000020014567	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「愛別地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(水道、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 愛別町は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報について把握している唯一の機関である。	4,987,900	4,987,900	100.00%	-	
北野地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月16日	鷹栖町 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号	1000020014524	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「北野地区」における、農地の集積状況、作物作付状況、担い手の経営状況等について、調査及び整理を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、農業者及び農地の地番、地積、権利関係、農地所得等の特定の情報が必要不可欠である。 鷹栖町は、農地基本台帳等をもとに、当該地域の地番、地積、権利関係、経営状況等の情報把握している唯一の機関である。	4,993,000	4,993,000	100.00%	-	
富良野南富地区外2地域 営農状況調査委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月26日	ふらの農業協同組合 富良野市朝日町3番1号	3450005002233	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営農地再編整備事業地区調査(富良野南富地区)及び地域整備方向検討調査(富良野山部地域、富良野東丘地域)において、地域の営農改善方向の検討のため、計画推進調査を行うとともに、地域営農の現状把握のため、作付状況調査、営農状況把握調査及び流通状況把握調査を行うものである。 委託業務の履行にあたっては、地域における各農業者の営農の現況に係る情報を把握していることが必要不可欠である。 ふらの農業協同組合は、調査対象地域の農業者を組合員とし、営農及び流通状況(各農業者の作付面積並びに産地生産基盤ハワーアップ事業の取組状況、農作業請負組織利用状況、作物の移出方面及び移出量)を把握している唯一の期間である。よって、本業務を履行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の機関である。	1,397,000	1,397,000	100.00%	-	
富良野南富地区 金山区域換地計画調査委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月26日	南富良野町 空知郡南富良野町字幾寅	3000020014621	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、富良野南富地区の換地計画策定の基礎資料とするため、南富良野町金山区域において、換地計画従前地調査及び計画推進調査を行うとともに、換地設計基準(案)を作成するものである。 本委託業務の履行にあたっては、換地設計基準(案)の基礎となる換地計画従前地調査において、土地の所有者、地番、地積等の地積に加え、現況地目や土地の使用者(耕作者)、権利関係等の情報が必要不可欠である。 南富良野町は当該区域における地積及びその現況を管理する農地台帳を有する唯一の機関である。	2,084,000	2,084,000	100.00%	-	
大雪東川第一地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月27日	東和土地改良区 旭川市東旭川1町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急再編農地再編事業「大雪東川第一地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行するのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,919,200	4,919,200	100.00%	-	

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
大雪東川第二地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月27日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編農地再編事業「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有者等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する事業に関する書類から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有者の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業」に関する書類は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,981,900	4,981,900	100.00%	-	
大雪東川第一地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月28日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第一地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	3,482,000	3,482,000	100.00%	-	
大雪東川第二地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月28日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第二地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	2,831,000	2,831,000	100.00%	-	
富良野南富地区 山部区域換地計画調査委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月28日	富良野市 富良野市弥生町1番1号	9000020012287	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、富良野南富地区の換地計画策定の基礎資料とするため、富良野市山部区域において、換地計画従前地調査及び計画推進調査を行うとともに、施設設計基準(案)を作成するものである。 本委託業務の履行にあたっては、換地設計基準(案)の基礎となる換地計画従前地調査において、土地の所有者、地番、地積等の地籍に加え、現況地目や土地の利用者(耕作者)、権利関係等の情報が必要不可欠である。 富良野市は、当該区域における地籍及びその現状を管理する農地台帳を有する唯一の機関である。	4,500,000	4,500,000	100.00%	-	
大雪東川第一地区外1地区 営農調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年6月28日	東川町農業協同組合 上川郡東川町西町1丁目5番1号	4450005000450	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編事業「大雪東川第一地区」及び「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和5年度の作付状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和5年度における大雪東川第一地区及び大雪東川第二地区の営農実態調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、東川地域全体の作付けを把握しううえで、工事施工に伴う各落着毎の作付調整・受益者調整等を行うため、地域の作付状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が必要不可欠である。 東川町農業協同組合は、地区内農業者の作付計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一の機関である。	4,321,900	4,321,900	100.00%	-	
旭東地区 東神楽地域事業推進調整等委託業務	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月11日	東神楽町 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番1号	1000020014532	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が不可欠である。 東神楽町は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報についても把握している唯一の期間である。	2,999,000	2,999,000	100.00%	-	
旭東地区 受益状況調査等委託業務	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月12日	旭川土地改良区 旭川市西神楽1線18号390番地2	4700150033997	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者権利移動及び受益地内土地所有者等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業」に関する書類から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有者の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業」に関する書類は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する旭川土地改良区が唯一の機関である。	4,999,000	4,999,000	100.00%	-	
国営旭東土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月13日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	14,681,800	14,681,800	100.00%	-	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画費又は公費)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
共栄近文二期地区外1地区 受益状況調査等委託業務	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月18日	大雪山土地改良区 旭川市東鷹橋4条5丁目639番地の130	1700150033843	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営共栄近文二期地区及び国営緊急農地再編整備事業「北野地区」の円滑な事業推進を図るため、受益面積動向調査及び賦課金状況調査を行い、事業管理の基礎資料とするものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する大雪山土地改良区が唯一の機関である。	2,996,300	2,996,300	100.00%	-	
気候変動後の流量発生分布を考慮した砂州の波高増大・固定化リスクの評価手法の提案	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月18日	国立大学法人広島大学 広島県東広島市鏡山1丁目3番2号	1240005004054	・会計法第29条の3第4項 ・当該研究は、国土交通省が実施した「河川砂防技術研究開発公募提案型課題の継続課題の中間評価結果」に基づき委託研究契約を締結するものである。 「河川砂防技術研究開発公募」は、産学のもつ先進的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的として創設されたものである。 「河川砂防技術研究開発公募河川技術部門河川技術・流域管理分野提案型課題」にて、有識者で構成される河川技術評価委員会による地域課題の継続課題の中間評価の審議において、「気候変動後の流量発生分布を考慮した砂州の波高増大・固定化リスクの評価手法の提案」について令和5年度版の継続課題として審査結果が決定されたものである。 よって、本委託は、審議会等により委託先が決定されたものと委託契約に該当するので随意契約するものである。	3,997,000	3,997,000	100.00%	-	
旭東地区 旭川地域事業推進調整等委託業務	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月24日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(市道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が不可欠である。 旭川市は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報についても把握している唯一の機関である。	4,993,900	4,993,900	100.00%	-	
国営旭東東神楽土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月24日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東東神楽地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行に当たり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	9,963,100	9,963,100	100.00%	-	
旭東東神楽地区 事業推進調整等委託業務	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年7月25日	東神楽町 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	1000020014532	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進を図るため、翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、関係する受益者との調整等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、関係する受益者の情報を有していることに加え、区画整理の設計に必要な施設情報が必要不可欠である。 東神楽町は、関係受益者を把握するため、個人情報を含む農地基本台帳の情報を収集することができることや、地域の施設情報(水道、道路等)を有していることから、本業務を遂行することできる唯一の機関である。	4,499,000	4,499,000	100.00%	-	
旭東東神楽地区外1地区 営農調査等委託業務	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年8月3日	東神楽農業協同組合 上川郡東神楽町北1条東1丁目2番1号	2450005000452	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」ならびに「旭東地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和5年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和5年度における旭東東神楽地区外1地区の営農実態調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、東神楽地域全体の作付けを把握しううえで、工事施工に伴う各業務毎の作付け調整・受益者調整等を行うため、地域の作付け状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が不可欠である。 東神楽農業協同組合は、地区内農業者の作付け計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一の機関である。	4,490,200	4,490,200	100.00%	-	
旭東東神楽地区 受益状況調査等委託業務	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年8月3日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び賦課金状況の調査、工事設計要望及び工事内容の確認を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係のある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,888,400	4,888,400	100.00%	-	



## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
士別道路事務所 名寄北管理ステーション 低濃度PCB廃棄物(塗膜付金属)処理	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年9月26日	JX金属苫小牧ケミカル株式会社 北海道苫小牧市宇勇弘152番地	8430001053450	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、名寄北管理ステーション構内に保管している低濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含んだ塗膜付金属について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律65号)に基づき、廃棄物処分を行うものである。 PCBを含んだ塗膜付金属の処分にあたっては、環境省が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」で、PCB廃棄物保管事業者自らまたは日本環境安全事業(株)(旧環境事業団)もしくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して令和9年3月31日までに適正に処分しなければならないとされている。 当該低濃度PCB廃棄物(塗膜付金属)は、PCB濃度が50mg/kgを超えるものであり、船舶安全法(危険物船舶運送及び貯蔵規則)に規定する危険物(有害性物質)としての取扱が必要となる。北海道外の処分場にて処分する場合、船舶での輸送となり、現在保管している荷姿では運搬することができず、解体及び指定容器への収納が必要となる。解体及び収納を行うためには、作業を行う際の飛散防止のための施設(クリーンルーム)の設置が必要であり、費用と時間がかかる。ただし、JX金属苫小牧ケミカル株式会社で処分する場合、陸送での輸送となるため、現在保管している状態での運搬が可能であり、費用と時間をかけず処分することができる。よって本業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条4の4第1項に基づき環境省より無害化処理認定を受けた道内唯一の事業者であるJX金属苫小牧ケミカル株式会社を契約相手とするものである。	3,132,079	3,132,079	100.00%		
旭川河川事務所 流出油処理	岩下 幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年1月23日	新日章株式会社 北海道旭川市永山14条3丁目4番25号	7450001001383	・会計法第29条の3第4項 ・旭川河川事務所構内車庫の灯油タンクについて、屋根からの落水雪により灯油の配管が破断し、土壌に灯油が漏洩したことが確認された。 灯油の漏洩は、道路排水や地下水に流出すると付近住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、迅速かつ確実な対策が必要となる。 処分する汚染土は油との混合物であるところ、当該業者は、汚泥と廃油の両方にかかる産業廃棄物処分の許可及び処理施設を有しており、また、本件事象の対策に精通し、最も迅速で適切な対応ができる者であることから、随意契約を行うものである。	3,300,000	3,300,000	100.00%		